

# 令和6年度

## 青森市交通安全対策協議会交通安全運動推進要綱

### 趣旨

人命尊重の理念の下、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で住み良い社会の実現を目指して、計画的・効果的な交通安全運動を推進するために必要な事項を定める。

### スローガン

「あなたも参加 わたしもやります “交通安全”」

### 運動重点

1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の  
安全の確保と安全運転意識の向上



2 自転車・電動キックボード等利用時の  
ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



3 夕暮れ時・夜間の交通事故防止



4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と  
チャイルドシートの正しい使用の徹底



5 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止



## 推進機関・団体

青森市交通安全対策協議会及びその関係機関・団体

## 推進方策

青森市交通安全対策協議会が中心となり、推進機関・団体は連携を密にし、以下に掲げる推進項目等に基づき、各季の運動期間のみならず年間を通じて、市民の交通安全意識の向上と交通事故防止に寄与する活動を積極的に実施する。

## 運動の種別

### 1 期間を定めて実施する運動

- 春の全国交通安全運動……………令和6年4月6日(土)～4月15日(月) (10日間)
- 夏の交通安全県民運動……………令和6年7月21日(日)～7月31日(水) (11日間)
- 秋の全国交通安全運動……………令和6年9月21日(土)～9月30日(月) (10日間)
- いきいきシルバー交通安全強調月間……………令和6年11月1日(金)～11月30日(土) (1か月間)
- 冬の交通安全県民運動……………令和6年12月11日(水)～12月20日(金) (10日間)

### 2 日を定めて実施する運動

- 市民交通安全の日……………毎月1日

毎月1日を「市民交通安全の日」として、市民総ぐるみで交通安全意識を新たにし、一人ひとりが交通ルールを守り、交通秩序の確立を実現するため、交通安全活動を積極的に推進する。

- 高齢者交通安全の日……………毎月15日

毎月15日を「高齢者交通安全の日」として、市民一人ひとりに高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、高齢者自ら交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付け、高齢者の交通事故防止を推進する。

- 交通事故死ゼロを目指す日……………令和6年4月10日(水)、9月30日(月)

内閣府(交通対策本部)が設けた「交通事故死ゼロを目指す日」において、春と秋の全国交通安全運動に連動した活動を行い、交通死亡事故の抑止を図る。

- 青森市民交通安全行動の日……………令和6年6月25日(火)

「青森市交通安全条例」で、青森市民交通安全行動の日<6月25日(無事故の日)>を定めており、様々な活動を通じて交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努める。

## 重点1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

### 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

#### (1) 歩行者の安全の確保

- ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用についての広報活動等の推進

#### (2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的なルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進
- イ 歩行中幼児・児童(小学生)の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童(小学生)への教育の推進
- エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- オ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

### 2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

#### (1) 運転者の歩行者保護意識の徹底

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ウ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- エ 運転中のスマートフォン等使用や注視の危険性についての広報啓発の推進
- オ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の促進

#### (2) 高齢運転者の交通事故防止

- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口(安全運転相談窓口)の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

### (3) 二輪車運転者に対する広報啓発

- ア 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- イ 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

## 重点 2 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

### (1) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

- ア 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底及び正しい着用方法の周知に向けた広報啓発の推進
- イ 自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けの促進
- ウ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児同乗中自転車の乗車・降車・停車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の推進
- オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

### (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底

- ア 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ スマートフォン等の使用や、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
- エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

### (3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ア 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促す取組の推進
- イ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

### 自転車安全利用五則を守りましょう

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



## 重点3 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

- ア 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用及び明るく目立つ色の衣服の着用を促す取組の促進
- イ 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴(日没前後1時間の横断中歩行者の死亡事故が多いなど)を踏まえた交通安全教育等の実施
- ウ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- エ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- オ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起
- カ 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

## 重点4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
- ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

## 重点5 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

### (1) 飲酒運転等の根絶

- ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反応した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における取組の推進
- イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

### (2) 妨害運転等の防止

- ア 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
- イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

### その他の推進項目

#### 1 冬道の安全運転の推進

- (1) 各種広報媒体等を通じて、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報に努め、冬道の安全運転の推進を図る。
- (2) 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して日常点検の徹底や冬道における交通事故防止を図る。
- (3) 道路管理者は、除雪や安全施設の整備点検を促進し冬道の道路交通の安全確保に努める。

## 2 暴走行為の追放

---

### (1) 暴走行為をさせない環境づくり

- ア 道路構造改良や交通規制等により、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。
- イ 暴走行為の場所として利用されやすい広場、港湾地域等の管理の徹底を図る。

### (2) 家庭、学校等における青少年指導の充実

- ア 学校警察連絡協議会やPTA役員会、保護者会等の場を活用して、暴走族は暴力団予備軍として犯罪集団の入口にあることを理解させ、積極的な情報交換を図る。
- イ 家庭、学校、職場等において、ドライバーとしての心構えや、社会的責任の重大性を訴え、交通安全と青少年健全育成意識の高揚を図る。

### (3) 車両の不正改造の防止等

- ア 暴走行為を助長する不正改造について街頭検査を実施するなどの対策を強化し、暴走車両を排除する。
- イ 自動車整備業者等は、車両の不正改造を拒否し不正改造の申し出をした者を関係機関に通報する。
- ウ 自動車部品販売者等に対し、不正改造を容易にする自動車部品販売の自粛について指導する。

## 3 踏切事故の防止

---

### (1) 踏切道の交通の安全と円滑化の推進

- ア 踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置など踏切道における安全施設の整備を図る。
- イ 車両等の踏切通過時の違反行為に対する対策を強化する。

### (2) 踏切通過方法等に関する教育の推進

- ア 踏切前では必ず一時停止して左右の安全を確認することや、踏切でトラブルが発生した場合の非常ボタンの操作等の緊急措置について、周知徹底を図る。
- イ 学校や自動車教習所等では、踏切の安全な通過方法等の教育を推進する。

## 4 違法駐車排除気運の醸成

---

- (1) 町内会、商店会及び地域交通安全活動推進委員等が中心となり「違法駐車をしない、させない」町づくりについて地域住民に啓発し、違法駐車締め出しの気運の醸成を図る。
- (2) 事業所等では運転者に対して「違法駐車はしない」旨の指導を徹底する。

- ・ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進